## 第三次平生町子ども読書活動推進計画



おはなし会による読み聞かせ (図書館まつり)

令和3年3月 平生町教育委員会 ロシアの小説家チェーホフは、「書物の新しいページを1ページ、1ページ読むごとに、私はより豊かに、より強く、より高くなっていく。」と言いました。精神科医で随筆家の斎藤茂太は、「できるだけたくさんの本を読み、美しいものに触れ、思いやりをもって人に接する。当たり前のことを言っていると思うでしょうが、そういうことの積み重ねが、本当に人を美しくするんです。」と。・・・そして、あのウォルト・ディズニーは、「宝島の海賊たちが盗んだ財宝よりも、本には多くの宝が眠っている。そして、何よりも宝を毎日味わうことができるのだ。」という言葉を残しています。他にも多くの著名人が読書について語っていることをご存知の方も多いと思います。このように、私たち人間にとっての読書の重要性は、多くの人にしっかりと理解されているように思います。

ところが近年、情報通信技術の進展やスマートフォン等の機器の普及による急激な環境の変化の中で、子どもたちの日常的な通信機器の利用が進み、ゲームやSNSなどに費やす時間が増えてきて、そのことは読書環境にも大きな影響を及ぼしています。

このような状況においては、乳幼児期から親子のふれあいの中で本に親しみ、小・中学校、高等学校等と発達の段階に応じて子どもたちの読書の幅が広がるような、いつでもどこでも読書に親しめる環境づくり等を通して、読書の重要性について改めて理解していくことが必要だと考えます。常に身近に豊かな本があり、それを手渡す大人がいて、いつでも読書が楽しめるしっかりした環境を社会全体で整備していかなければなりません。

本町では、子どもたちの読書活動の基本方針を明らかにする「平生町子ども読書活動推進計画」を平成 20 年 9 月に策定し、平成 25 年 4 月からは「第二次平生町子ども読書活動推進計画」に引き継いで、子どもたちの読書に親しむ機会の提供とその充実等に取り組んできました。

このたびは、第五次平生町総合計画や新たな平生町教育振興計画がスタートする令和3年度に合わせ、その整合性を確認しつつ、また、これまでの取組の成果や課題を検証しながら、新たに「第三次平生町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、これまで以上に、家庭、地域、学校等が相互に連携・協働し、子どもたちが読書の重要性を理解し、自主的な読書習慣を身につけ、生涯にわたって本に親しむことができるよう、読書活動を推進してまいります。

令和3年3月

平生町教育委員会 教育長 清 時 崇 文

## 第三次平生町子ども読書活動推進計画目次

第1章 -	子ども読	書活動	推進	售計	画の	の策	定	こあ	た	つ`	7												
1 計画	画策定の	趣旨・		•	•		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		,	1
2 計画	画期間・			•	•		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2章	第二次計	画期間	にま	<b>うけ</b>	る言	主な	取為	组制	沈														
1 家原	庭、地域、	、学校	等及	とび	町 <u>7</u>	カツ カラス カラス カラス カラス カラス カラス かいしょう かいしょう かいしょう かいしょ しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し	書館	館に	よ	る.	取約	组(	のも	見状	汉	ZC	では	才	₹ Ł	: 誰	果是	頁	
(1)	家庭、地	2域・・	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(2)	学校等•		•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(3)	町立図書	館・・	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
2 社会	会的気運	の醸成	にま	3け	る耳	<b></b> 反組	$\mathcal{O}$	見り	没	び	成身	果。	と割	果題	į								
(1)	子ども読	書の 日	等		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
(2)	各種情報	の収集	長と:	提供	ţ.	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
第3章	子どもの	読書活	動に	_関	する	る基	本	方金	<u> </u>														
1 家	庭、地域	<b>、</b> 学校	交等	にま	3け	る-	子と	· 6	の記	売書	話	動	jØ)	推注	焦	•	•	•	•	•	•	1	4
2 町	立図書館	を中核	亥と、	する	道	携	• 協	働	にし	よる	子	نے.	, f	(T)	涜	書	活!	動	(T)	推	進		
																•	•	•	•	•	•	1	4
第4章	子どもの	読書活	動推	進	<i>0</i> )†	とめ	の	方策	į														
1 家	庭、地域	<b>、</b> 学校	文に:	おに	ける	子。	ビも	(D)	読書	<b></b> 皆 招	뒐	JO)	推	進									
(1)	家庭、地	2域・・	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
(2)	幼稚園、	保育園	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
(3)	小・中・	高等学	솯校		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
2 町	立図書館	官を中核	亥と、	する	i 連	携	• 協	働	にし	よる	5子	نے.	, f	の	読	書	活!	動	(T)	推	進		
(1)	町立図書	ई館にま	3け	る手	تلے ئے	* \$ 0	り読	書	舌重	<b></b> 助の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
(2)	社会的気	運の酢	度成	によ	こる	子。	ビも	の	読書	<b></b> 皆	뒐	jØ)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	1	6
第5章	推進体制	]等••	•		•	•		•			•		•			•		•		•		1	7
,																							
[資料編	į į																						
	 `もの読書	≸活動∂	)推	進に	2 関	する	ろ決	:律			•	•	•			•						1	8

#### 第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

読書は、豊かな情操を育み、人格形成をしていく上で大きな役割を担っています。読書活動を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりするだけでなく、読解力や想像力などの生きるために必要な基礎の力を養うとともに、他人を思いやる心など、豊かな人間性や社会性を育成することができます。子どもの読書活動は、人生を豊かに生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、近年、私たちの身のまわりでは、テレビやゲームのほか、インターネット、スマートフォンやタブレット等の情報メディアの発達・普及に伴い、情報の取得、発信方法が大きく変化しています。その結果、子どもたちの活字離れが進み、読書活動に親しむ機会が減少傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、国では、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、平成 13 年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律(以下「法」という。)」に基づき、平成 30 年4月に第四次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表しました。

県においては、法第9条第1項に基づいて、第4次となる「子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動推進のための方策を示すとともに、 施策を推進してきました。

本町においては、これまで第一次及び第二次の子ども読書活動推進計画を 策定し、子どもたちが意欲的に本に親しみ、読書習慣を身につけることがで きるようさまざまな施策に取り組んできました。

本町のこれまでの取組・成果と課題を踏まえるとともに、国や県の新しい 計画を参考の上、子どもの読書活動をより一層推進するため、第三次計画を 策定することにしました。

本計画は、今後5年間の平生町における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

#### 2 計画期間

この計画の期間は、第五次平生町総合計画及び第二次平生町教育振興基本 計画との整合性を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間としま す。

#### 第2章 第二次計画における取組状況

本町では、第二次計画に基づき、家庭、地域、学校等と連携・協力しながら、 子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

第三次計画の策定にあたっては、第二次計画の成果と課題を検証することが 重要となります。そこで、この章では、第二次計画における家庭、地域、学校 等及び町立図書館における取組の現状及び成果と課題を示します。

1 家庭、地域、学校等及び町立図書館における取組の現状及び成果と課題 (1)家庭、地域

## 【現状・成果】

- ○保健センターでは、1歳6か月児・3歳児健診で、赤ちゃんの絵本を紹介 するパンフレットを配布し、各家庭で読み聞かせを行うよう啓発しています。
- 〇乳児期から読書に親しむため、保健センターでの「離乳食学級」開催時、母子保健推進協議会から絵本を配付して、絵本の楽しさを伝える「ブックスタート事業\*」を実施し、家庭での読み聞かせの大切さや町立図書館の積極的な利用について啓発しています。2020年度からは、町立図書館において、事業を実施しています。
- ○地域ボランティア団体「平生町おはなし会」の活動として、町立図書館、小学校等において読み聞かせ、絵本の紹介、紙芝居やパネルシアターを行い、乳幼児や児童に読書の習慣づくりの機会を提供しています。
- ○夏休みに各地域交流センターと連携を図り、子どもたちがより多くの本と 出会えるよう、また町立図書館から遠隔地に住む子どもたちも身近に本が楽 しめるよう、「夏休み子ども移動図書館」を実施しています。

#### 【課題】

○読書の習慣化には、乳幼児期からの絵本の読み聞かせなど、日々の継続や 家族間において読書の時間を共有することが重要です。そのためには、本に 興味を持ってもらうための情報提供や、町立図書館をより身近に感じてもら う工夫、絵本等が近くにある環境づくりが必要です。

## 〈平生町おはなし会の読み聞かせ活動等〉

場所	開催曜日等						
町立図書館	毎月第3土曜日 おはなし会 (対象は乳幼児・地域の方等)						
可不同量的	毎月第2水曜日 おひざにだっこの会 (対象は乳幼児と保護者)						
	毎週木曜日 朝読書(対象は1・2年生)						
平生小学校	毎月第1木曜日 昼休み時間(対象は全学年希望者)						
	読書感想文・画コンクールの課題図書・指定図書や教科 等学習に関連する本の紹介						
	毎週月曜日 朝読書(対象は1・2年生)						
佐賀小学校	毎月第2火曜日 昼休み時間(対象は全学年希望者)						
	読書感想文・画コンクールの課題図書・指定図書や教科 等学習に関連する本の紹介						
子育て支援セ	毎月第3木曜日 おはなし広場						
ンター	(対象は未就学児と保護者)						
	町内の幼稚園・保育園の依頼に応じて訪問						
その他	各小学校の依頼により訪問し、地域学校協働活動推進委 員として本の紹介						

\*ブックスタート事業:親子が絵本を介してふれあうきっかけづくりとして、子どもの生まれた家庭に絵本を1冊贈呈。



#### (2) 学校等

① 幼稚園、保育園

#### 【現状・成果】

- ○各園では、毎日3回程度、継続して絵本の読み聞かせを実施し、絵本に親 しむ機会を提供しています。
- ○各園では絵本のコーナーを設け、図書の充実に努めています。 また、不足する絵本については、町立図書館から借りる(団体貸出)など して、子どもたちが読書に親しめるよう環境づくりに努めています。
- ○平生幼稚園の園児は、園外保育を兼ねて、地域支援ボランティアの方々と 町立図書館を訪れ、自ら絵本を借りる体験をし、町立図書館を身近に感じら れるよう努めています。

また、平生幼稚園では、保護者と一緒に過ごす「えほんのへや」を設置し、 絵本に親しむ機会を提供しています。

- ○各園では、入園のつどいや季節の行事の際に、関係する絵本の読み聞かせ や紙芝居を行い、絵本に親しむ機会を提供しています。
- ○町立図書館との連携活動の一環として、「親子で楽しむ絵本講座」を開催し、 園児の保護者に対して、読み聞かせの大切さや絵本の選び方など、読書の重 要性を啓発しています。

#### 〈親子で楽しむ絵本講座〉

年度	場所	講師 (敬称略)	演 題
2015	平生幼稚園	横山 真佐子	子育てと絵本
2016	平生幼稚園	かたおか けいこ	かたおかけいこ先生のお話しライブ
2017	平生幼稚園	劇団すぎのこ	人形劇「おだんごぱん」
2018	平生幼稚園	熊丸 みつ子	大丈夫!子育て順調よ!
2019	平生幼稚園	松田 もとこ	「絵本が育てる心の根っこ 〜絵本誕生の現場から〜」

## 〈団体貸出の実績〉

年度	園 名	利用回数	貸出冊数
2010	平生幼稚園	5	1 5 0
2016	つばさ保育園	1 0	3 0 0
9017	平生幼稚園	2	6 0
2017	つばさ保育園	1 0	3 0 0
2018	つばさ保育園	7	2 1 0
2019	ひらお保育園	9	270

## 【課題】

○各園での取組を今後も継続的に実施し、充実させていくことが重要です。 特に、保護者に対して、幼児期からの読み聞かせの必要性を啓発していくこ とが求められています。

○町立図書館と連携した、団体貸出制度の利用促進を図ることと併せ、幼児期にふさわしい絵本や紙芝居の蔵書の充実が必要です。



## ② 小・中・高等学校

#### 【現状・成果】

- ○朝の読書やブックトーク、各種読書感想文コンクールへの積極的な応募など の取組を行い、読書習慣の確立を図っています。
- ○読書年間目標や学校独自の読書週間の設定を行い、児童や保護者への読書意識の高揚を図っています。
- ○各小・中学校に学校司書(町雇用)を配置し、司書教諭と連携を取りながら、 学校図書館の環境を整備し、児童・生徒が気持ちよく本を利用できるように努 めています。
- ○小・中学校と連携し、希望する本を配本(団体貸出)し、さまざまな本を読む機会を提供し、読書に親しむ環境づくりを推進しています。
- ○各小・中学校において、学校図書館の専用掲示板を設置し、図書に関するさまざまな情報提供を行い、児童・生徒が学校図書館を訪れる機会が増えるようきっかけづくりに努めています。
- ○保護者ボランティアによる学校図書館の蔵書の整理や本の修理などを実施 しています。

#### 〈各学校の取組〉

	取 組	内 容
	朝読書	毎週木曜日に15分間(2019年度から) ※2018年度までは毎週火・木曜日に10分間
	各学級での読書	毎週1時間
平生	学校チャレンジ目標	しっかり読書のチャレンジ目標の設定 「平生小読書のすすめ」の配布
小学校	平生小読書週間の設定	毎学期1回、それぞれ2週間を設定 家読チャレンジカードの実施 図書委員会によるクイズの実施、低学年への読み聞 かせ会の実施、しおりなどのプレゼント
	チャレンジ読書	自分で目標時間、ページ数を設定し、カードで確認 読んだ本の記録

	味見読書	いろいろなジャンルの本を数分読み、次の人に回す					
	本のタイトル当てクイズ	話の一部を聞き、どの本か当てる					
	感想文・感想画コンクー ルへの応募	青少年読書感想文、西日本読書感想画コンクールに 応募 優秀作品の掲示による紹介					
	家読 (うちどく*) の 推進	学年だよりなどで周知 音読カードに読書の項目を設定					
平	「本のひろば」の配布	毎月1回、全児童に配布(新刊、おすすめの本、読 書週間の取組、貸出の様子など)					
生小学	本の紹介	「平生町おはなし会」による読書感想文・画コンク ールの課題図書・指定図書や教科等学習に関連する 本の紹介					
校	「平生町おはなし会」に よる読み聞かせ	毎週木曜日 朝読書(対象:1、2年生) 第1木曜日 昼休み時間(対象:全学年希望者)					
	展示コーナーの設置	毎月、季節や児童の興味、学習単元に沿った図書資料の展示コーナーの設置 教科書コーナーの設置 郷土コーナー(山口県の本、平生町の本、郷土出身作家の本、寄贈図書)の設置					
	町立図書館との連携	各学年の学習単元で学校図書館に本が足りない際に 町立図書館から団体貸出を受け、各学年で活用					
	学校図書司書による読み 聞かせ・ライぶらり	各学級の図書の時間内に読み聞かせやライぶらりを 実施					
	朝読書	毎週月曜日に15分間					
佐	感想文・感想画コンクー ルへの応募	青少年読書感想文、西日本読書感想画コンクールに 応募					
賀	図書館だよりの配布	学校図書館のきまり、司書のおすすめの本の紹介					
小学	音読カード	家庭学習として教科書の文章や詩などの音読を行 い、カードで確認					
校	児童の表彰	秋に期間を定め、その間に多くの本を借りた児童の 表彰					
	選書会	児童用図書の見本を児童や教職員等が閲覧し、希望 の多い図書を購入することで図書室の充実を図る					

	「平生町おはなし会」に よる読み聞かせ	毎週月曜日 朝読書(対象:1、2年生) 学期に3回程度 昼休み時間(対象:低・中・高に 分け、希望者) 図書まつり(年1回) クリスマス時期に児童参加 型パネルシアターなど
	本の紹介	「平生町おはなし会」による読書感想文・画コンク ールの課題図書・指定図書や教科の学習における本 の紹介
佐賀	町立図書館との連携	町立図書館から定期的に各学級20冊を借り、各教室に配置
小学	「この本、読もう」文庫 の設置	各学年の国語科における発展図書や関連図書を教室 の本棚に配置(2019年度から)
校	読書強化週間の設定	読書強化週間として、読書マラソン、読書ビンゴ、 読書郵便などを企画
	各学級での読書	毎週1時間(2020年度から)
	家庭への理解推進	参観日に合わせて、校内の読書活動における取組内容や家読(うちどく)について周知する機会の設定(2020年度から)
	朝読書	毎朝 10分程度
	家読(うちどく)の推進	家庭と連携し、家読(うちどく)カードの配付・回収(2020年度から)
	感想文・感想画コンクー ルへの応募	青少年読書感想文、西日本読書感想画コンクールに 応募
平生中学	委員会活動	毎月、「図書だより」の発行 委員による毎学期末の読み聞かせ(ボランティアの 指導を受け) 「なんでもノート」による新刊依頼など生徒の意向 把握
校	学校司書による新刊案内	「新刊コーナー」の設置
	授業内での図書室の活用	各教科での利用促進
	朝読書	週3回 10分間

	感想文・感想画コンクー ルへの応募	青少年読書感想文、全国高校生読書体験記、西日本 読書感想文コンクール、各種作文、創作コンクール に応募
熊毛	読書ノートコンクールへ の応募	山口県読書ノートコンクールに応募
南高	授業内の活用(ブックトーク等)	多様な読書のあり方を学習
校	部活動・委員会の 各種企画	校内読書ノートコンテスト、俳句クラスマッチ、文 化祭での図書啓発コーナーの企画

.....

\*うちどく:「家庭読書」の略語で、「家庭ふれあい読書を意味する。読書を通じて、家庭の絆がいっそう深まることを目指した取組。

\*ブックトーク:本に対する興味を引き出すようなテーマを決めて、数冊の本を紹介すること。

#### 【課題】

○小・中・高と学年が進むにつれて学校図書館の利用の低下がみられます。 また、家での読書習慣が身についておらず、読書時間が短い傾向にあります。

○児童・生徒のスマートフォンの利用率の増加や通信ゲームやパソコン等の使用も以前より増加するなど、子どもを取り巻く情報環境の変化が、子どもの読書離れを進める要因となっています。

○児童・生徒の図書に対するニーズの変化に対応できるよう、蔵書として備える必要のある本の情報収集を行うことが大切です。

○要望図書の配本(団体貸出)については、町立図書館から遠隔にある佐賀 小学校においては定期的に配本をしていますが、他の学校においては十分と は言えない状況です。

○保護者ボランティアの人数は少数であり、今後はニーズを把握した上で募集のあり方等を検討する必要があります。

## 〈団体貸出の実績〉

年度	学校名	利用回数	貸出冊数				
	平生小学校	1	8 1				
2015	佐賀小学校	6 0	1,621				
	平生中学校	1	8				
2016	平生小学校	6	7 6				
	佐賀小学校	4 3	1,283				
2017	平生小学校	1 2	1 3 7				
	佐賀小学校	5 4	1,440				
2019	平生小学校	1 2	1 0 6				
2018	佐賀小学校	5 4	1,350				
2019	平生小学校	1 0	173				
	佐賀小学校	4 2	7 8 5				



#### (3) 町立図書館

#### 【現状・成果】

- ○利用者への読書活動を支援するため、県内各図書館との横断検索システムを 利用した相互貸借を活用し、要望のある本を確保、提供しています。
- ○展示コーナーにおいて、時季に合わせた企画展示を行い、子どもたちの読書 に対する関心を高めています。
- ○子どもたちや保護者がさらに利用しやすいように本の配架を工夫し、「赤ちゃん絵本コーナー」におすすめ絵本の展示など、コーナーの利用促進を図っています。
- ○子どもの学習に必要な情報を提供したり、相談に応じるなどレファレンス\*サービスを実施し、支援しています。
- ○窓口で必要に応じ「利用案内」リーフレットを配布し、利用方法の周知に努めています。
- 〇山口県子ども読書支援センター(県立図書館内)が発行している「子ども読書支援センターニュース」により、センター行事や新刊の情報提供を受け、それらを参考に子どもの読書活動を推進しています。
- ○町立図書館の令和2年3月末の蔵書数は74,328冊、その内児童書は30,011冊で、蔵書全体に占める児童書の割合は40.4%となっています。近隣市町と比較して、かなり高い割合となっています。また、児童書の貸出冊数も第二次計画策定時から増加しており、全体の半分を超えています。
- ○書架の整備により、児童書の配架を見直し、本が探しやすくなりました。
- ○例年秋に、「図書館まつり」を開催し、児童書などの本のリサイクルコーナーを設けたり、「平生町おはなし会」などの子どもの読書活動関係団体による 絵本の読み聞かせや紙芝居などを行っています。
- ○図書館ホームページへのアクセス数は、年間 6 0 万件を超え、多くの利用者 が閲覧していますが、子どもの読書活動に関する情報提供が少ない状況にあります。

.....

\*レファレンス:利用者からの様々な調査の依頼や問い合わせに対して資料・情報を 提供すること。

#### 【課題】

〇小・中・高と学年が進むにつれて、町立図書館の利用頻度が下がる傾向に あります。

今後は、小学校高学年以上を対象とした図書の充実を図り、その情報を発信することで図書館の利用につなげたり、また、保育園や学校の意向に沿った配本を積極的に進める必要があります。

○図書館ホームページのリニューアルを行うことと併せ、更新頻度を増やし、 子どもの読書活動に関する情報を積極的に発信及び提供することが求められ ています。

## 〈児童書の貸出冊数及び割合〉

年 度	児童書貸出冊数	児童書の割合 (%)	全体貸出冊数
2013	35,374	53.8	65,753
2014	35,711	51.2	69,809
2015	37,455	51.6	72,535
2016	39,299	55. 2	71,258
2017	3 9,6 7 4	55.3	71,706
2018	36,724	54.5	67,371
2019	3 3,9 4 4	54.5	62,330

※2019年度は令和2年3月7日から同年同月31日まで新型コロナウイルス感染防止のため、臨時休館あり

- 2 社会的気運の醸成における取組の現状及び成果と課題
- (1) 子ども読書の日等

#### 【現状・成果】

- ○「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」の普及・啓発を図るため、公 益財団法人読書推進運動協議会が作成するポスターを掲示し、子どもの読書 活動についての関心と理解を深めています。
- ○「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に併せて、展示コーナーを設け、貸出を行っています。

啓発用のチラシを作成し、各園・各小学校の全園児及び全児童に配布、また、お知らせ版にチラシを添付して、町民に対する普及・啓発に努め、子どもたちが本に触れる機会を提供しています。

#### 【課題】

- ○「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」の普及・啓発活動は、今後も 継続して取り組むことが大切です。
- (2) 各種情報の収集と提供

#### 【現状・成果】

- ○広報ひらおに「図書館だより」のコーナーを設け、新着図書(児童書)の 紹介、話題の本や開館日に関する情報などを掲載し、子ども及び保護者への 情報提供に努めています。
- ○「平生町おはなし会」や「夏休み子ども移動図書館」などの行事の案内チラシを、幼稚園、保育園及び小学校に配布し、参加を呼び掛けています。

#### 【課題】

〇子どもの読書活動に関する情報収集が県立図書館や出版社など、限定的で あるので、各種媒体を利用して、幅広く収集する必要があります。

## 第3章 子どもの読書活動に関する基本方針

本町では、県の基本計画及びこれまでの取組や成果、課題を踏まえ、次の2項目を基本方針として、子ども読書活動推進計画に取り組んでいきます。

- 1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進 学校教育における読書活動の充実をはじめ、乳幼児期から読書に親しむ機 会の提供に努めるとともに、町立図書館や学校図書館等における読書に関す る資料の収集や子どもの読書活動を支援するボランティア等の人材の確保・ 育成に努めます。
- 2 町立図書館を中核とする連携・協働による子どもの読書活動の推進 町立図書館を中心に家庭、地域、学校等が相互に連携・協働して、子ども の自主的な読書活動の推進を図るために必要な体制の整備等総合的な取組の 推進に努めます。

子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について、学校教育や社会教育の機会を通じて、広く普及・ 啓発を行いながら、町民活動として展開されるよう努めます。



#### 第4章 子どもの読書活動推進のための方策

本町では、現在取り組んでいる施策を継続・充実させ、前章の基本方針に基づき、子どもたちの読書活動を総合的に推進します。

- 1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進
- (1) 家庭、地域
- ・ブックスタート事業を継続実施し、絵本を介した親子のふれあいづくりを 支援します。
- ・地域ボランティア団体「平生町おはなし会」の活動や人材育成を支援しま す。
- ・親子で読書を楽しむ行事や子ども向けの行事の開催及び充実に努めます。
- ・団体貸出制度を利用していない団体への周知や制度の充実、利用促進に努めます。

#### (2) 幼稚園、保育園

- ・子どもが多くの本に出会い、本の楽しさを感じる機会を増やすため、読み 聞かせ等の活動を継続して取り組みます。
- ・保育室の絵本コーナーの充実等、読書環境の整備に努めます。
- ・保護者の絵本への関心を高めるために、園だよりなどを通じて、絵本の紹介や絵本の楽しさ、読み聞かせの大切さなどを伝えます。

## (3) 小・中・高等学校

- ・子どもの発達段階に応じた読書習慣の確立を引き続き図ります。
- ・学校図書館の蔵書の充実、環境整備を進め、児童・生徒が気持ちよく利用できるように努めます。
- ・各小・中学校に学校司書(町雇用)を配置し、読書に親しむ空間づくりな ど、学校図書館の効果的な運営に努めます。
- 2 町立図書館を中核とする連携・協働による子どもの読書活動の推進
- (1) 町立図書館における子どもの読書活動の推進
  - ・学校等の関係機関との連携を強化し、必要に応じたサービスを提供できるよう努めます。
  - ・子どもたちの要望に応じた蔵書の充実に努めます。
  - 見やすく探しやすい配架となるよう引き続き施設の整備に努めます。
  - ・展示コーナーに季節や時期にあった児童書の展示を行い、子どもたちの読

書に対する関心を高めるように努めます。

- ・子どもの読書活動に関わる団体との連携・協働を強化し、活動の支援や情報交換等に努めます。
- ・山口県子ども読書支援センターの支援を受け、子どもの読書に関する情報の提供に努めます。

## (2) 社会的気運の醸成による子どもの読書活動の推進

- ・地域社会全体に読書活動の意義や重要性を広く普及・啓発し、子どもの読書活動を推進する気運を高めるよう努めます。
- ・広報や図書館ホームページなどを活用し、子どもの読書活動の情報を積極 的に発信、提供するよう努めます。



#### 第5章 推進体制等

子どもの読書活動の推進にあたっては、家庭、地域、学校等及び町立図書館 が連携し、子どもの読書環境を整えることが大切です。

県、他市町及び関係団体と連携を図り、積極的に情報交換を行い、子どもの 読書活動の推進に取り組みます。

それぞれの取組を効果的に進めるために、定期的に進捗状況の把握、点検に 努めます。

# 

## 資料編

子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成13年法律第154号】

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本的理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的にする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く 生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべ ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことが できるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書 活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの 読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるも のとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化 に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進

基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に 報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府 県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども の読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進 計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、 子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努 めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判 断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。